

最低制限価格が適用される業務

	営業種目	左欄の営業種目のうち、 最低制限価格制度が適用される業務	最低制限価格率
一 般 業 務 委 託	庁舎等建物清掃 警備・受付	左欄の営業種目のうち、 労働者が常時配置される業務 (年数回、毎月1回といった業務や機械 警備等は適用とならない)	予定価格の83%
	消防施設保守管理 電気通信設備保守管理 エレベーター保守管理 汚水処理施設等保守管理	左欄の営業種目のうち、 人件費が大半を占めると認められる業務 (部品の交換等人件費以外の経費の率が高 い業務は適用とならない)	
	建物設備保守管理 総合建物管理	左欄の営業種目のうち、 ① 労働者が常時配置される業務 (年数回、毎月1回といった業務等は適 用とならない) 又は、 ② 労働者が常時配置されない業務のう ち、消防施設保守管理委託等に類する 「施設等の保守管理」で、かつ人件費が 大半を占めると認められる業務 (部品の交換等人件費以外の経費の率が高 い業務は適用とならない)	
印 刷 物 の 請 負	オフセット印刷	デザイン技術料などを含まない印刷物	予定価格の70%
	軽印刷		

※ 最低制限価格が適用される入札案件については、入札公告・入札説明書等で、その旨を明示しますので、入札公告・入札説明書にご留意ください。

記載例：「本入札には地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けます。」